

家庭から排出される「蛍光灯管の電話等 申し込みによる訪問回収」を実施します

家庭から排出される「蛍光灯管」は、お住まいの地域を担当する環境事業センターへ電話等による申し込みにより職員がご家庭まで回収にお伺いします。

- 実施日 平成30年10月1日（月）から
- 回収品目 家庭から排出される蛍光灯管（電球・グロー球・LEDを除く）
なお、粗大ごみ収集に該当する大きさ（最大の辺又は径が30cmを超えるもの、棒状で1mを超えるもの）の蛍光灯管も回収します。

回収できるもの



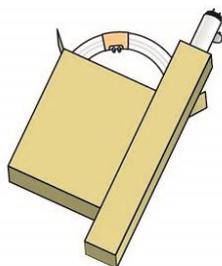
回収できないもの

※普通ごみにお出しく下さい。



■ 蛍光灯管の出し方

蛍光灯管は、破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包み、蛍光灯管だけをまとめて中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。



蛍光灯管が割れている場合



厚紙などに包んで「キケン」と表示してからお出しく下さい。

お申し込み先、お問い合わせ先

東部環境事業センター
電話番号：06-6751-5311

FAX番号：06-6753-3041

所在地：〒544-0013

大阪市生野区巽中

1-1-4

受付時間：月～土の8時30分～17時（年末年始を除く）

※祝日も受付しています。

聴覚・音声機能・言語機能障がいなどのある方は
ファクシミリ・はがきで申し込みができます

住所、氏名、蛍光灯管の大きさ、数量、回収希望日をファクシミリ用紙・はがきに書いて左記までお申し込みください。

東部環境事業センターから、回収日をファクシミリ・はがきでお知らせします。